

# 日本政府に対するメッセージ

(前章の略)

## 要項事項

1. 太平洋戦争中 韓国人で徴用されて死亡した軍人、軍属及び民間人の名前を認事する事
2. 遺骨収集は日本政府の責任の下に遂行する事。原則として本会はその遺骨の没入態勢を確立する。
3. 日本の厚生省に安置にある2,331社の遺骨は韓国側へ一括に引渡すこと。原則として本会が委任した財団法人釜山霊園に引渡す事。  
韓国側はその遺骨を確認した後引受け、本国に奉還し遺族の負担を調査し遺族のある遺骨は遺族に引渡し埋葬すること。遺族のない遺骨は釜山霊園に納骨堂に収め安全管理し遺族が現れたら何処かに引渡す。
4. 日本政府は日本人に徴用された死亡した者の遺骨に対して日本人遺族と同等の礼遇とし遺骨引渡の時輸送の経費、  
[Redacted] 其他の費用を負担する事。

西暦1971年2月27日

太平洋戦争遺族会

会長 朴

